

平成23年3月

社団法人 日本麻醉科学会
大規模地震で被害を受けられた会員先生様へ

株式会社損害保険ジャパン

大規模地震発生にともなう保険契約の特別措置について（訂正版）

このたびの大規模地震により被害を受けられました皆さんに、心からお見舞申し上げます。1日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

このたびの大規模地震にともない、弊社では被害を受けられたご契約者の皆さまを対象に「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」に一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

（3月14日に2ヶ月との案内といたしましたが、6ヶ月に延長いたしました。）

記

1. 特別措置の適用

この特別措置は、このたびの大規模地震により被災されたお客さまを対象に適用させていただきます。

2. 4月1日満期 医師賠償責任保険のお取扱い

<1> 継続契約の特例

本特別措置の対象となるご契約につきましては、災害救助法適用日または被災された日のいずれか遅い日から6ヶ月を限度として継続契約の締結手続きを猶予いたします。

<2> 保険料払い込みの特例

本特別措置の対象となるご契約につきましては、災害救助法適用日または被災された日のいずれか遅い日から6ヶ月を限度として保険料の払い込みを猶予いたします。

<3> 必要書類

下記問い合わせ先へご連絡ください。必要書類を保険会社にて作成いたします。

【本保険に関するお問合せ先】

●取扱代理店

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-24 京王新宿三丁目ビル3F

株式会社ジャパン保険サービス メディカル開発部

TEL 03-3354-8781 FAX 03-3354-3360

●保険会社窓口

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

株式会社損害保険ジャパン 医療・福祉開発部 第一課 担当 柵(さく)・岡村

TEL 03-3349-9274 FAX 03-3348-0594

以上